

IV. 仙北市障がい福祉計画

IV. 1 障がい福祉計画の基本事項

(1) 計画策定の背景

少子高齢化が進展する中で年々障がい者の増加傾向が進んでいるとともに、障害の重度・重複化、高齢化といった状況も進んでおり、これらの高齢者社会が抱える構造的な問題が重なる部分が顕在化しています。

こうした社会情勢の中にあって、平成18年4月に障害者自立支援法（以下「自立支援法」という。）が施行され障害福祉は新たな展開を迎えました。

旧来の支援費制度から自立支援法の新体系サービスへと再構築され、身体・知的・精神障がいの障がいの種別の枠を超えて一元化された障害福祉サービスの提供、利用者負担の原則、就労支援の充実強化等が明らかにされました。

また、市町村では障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業などの基盤整備に努めるとした障がい福祉計画を策定することが定められ、本市においても第1・2期障がい福祉計画を策定し、各施策の推進を図ってきました。

しかし、法施行後自立支援法にはいくつかの課題が見受けられ、低所得者世帯への月額負担上限額の大幅な引き下げ、新体系移行の近畿有的経過措置など実施されました。平成24年度施行の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」においては一部平成23年度10月から施行されているサービス（同行援護・ケアホーム、グループホーム利用の際の助成制度）もあり、地域における自立した生活のため支援の充実がなされています。障がい者が地域で生活することを継続目標としながら、地域での密着した相談支援の充実・強化が問われる内容になります。また、児童福祉法改正により障がい児支援の強化が示され、身近な地域で支援が受けられるようになります。

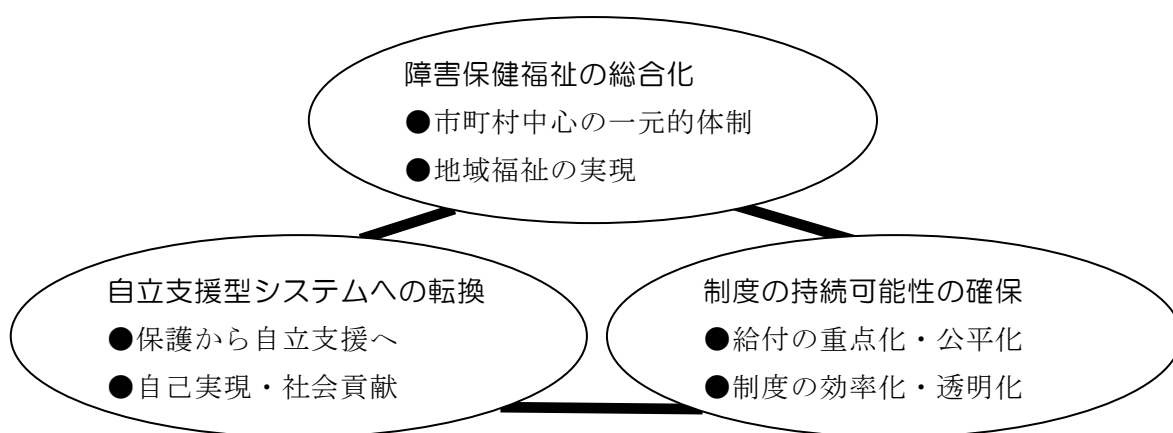
本年度は障がい福祉計画の第3期計画策定の見直しということで、法制度改革の動向を見極め、障がい者がサービスを利用しやすい環境にしていかなければいけません。障害福祉サービス利用の実績等を検証し今後の利用見込を検討していきます。関係機関や当事者、団体等と連携しながら、基本理念とニーズ・新たな資源を踏まえつつ、国が示した基本指針に即した第3期障がい福祉計画を策定します。

(2) 障害者自立支援法の動向

①障害者自立支援法の改正

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間における障がい者等の地域生活支援のための関係法律の整備に関する法律（以下、整備法）が平成24年度（一部平成23年10月より施行）より施行されることになりました。整備法の概要として『整備法の法趣旨』『利用者負担の見直し』『障がい者の範囲の見直し』『相談支援の充実』『障がい児支援の強化』『地域における自立した生活のための支援の充実』の6項目が挙げられました。

■障害者自立支援法の基本視点



②基本理念

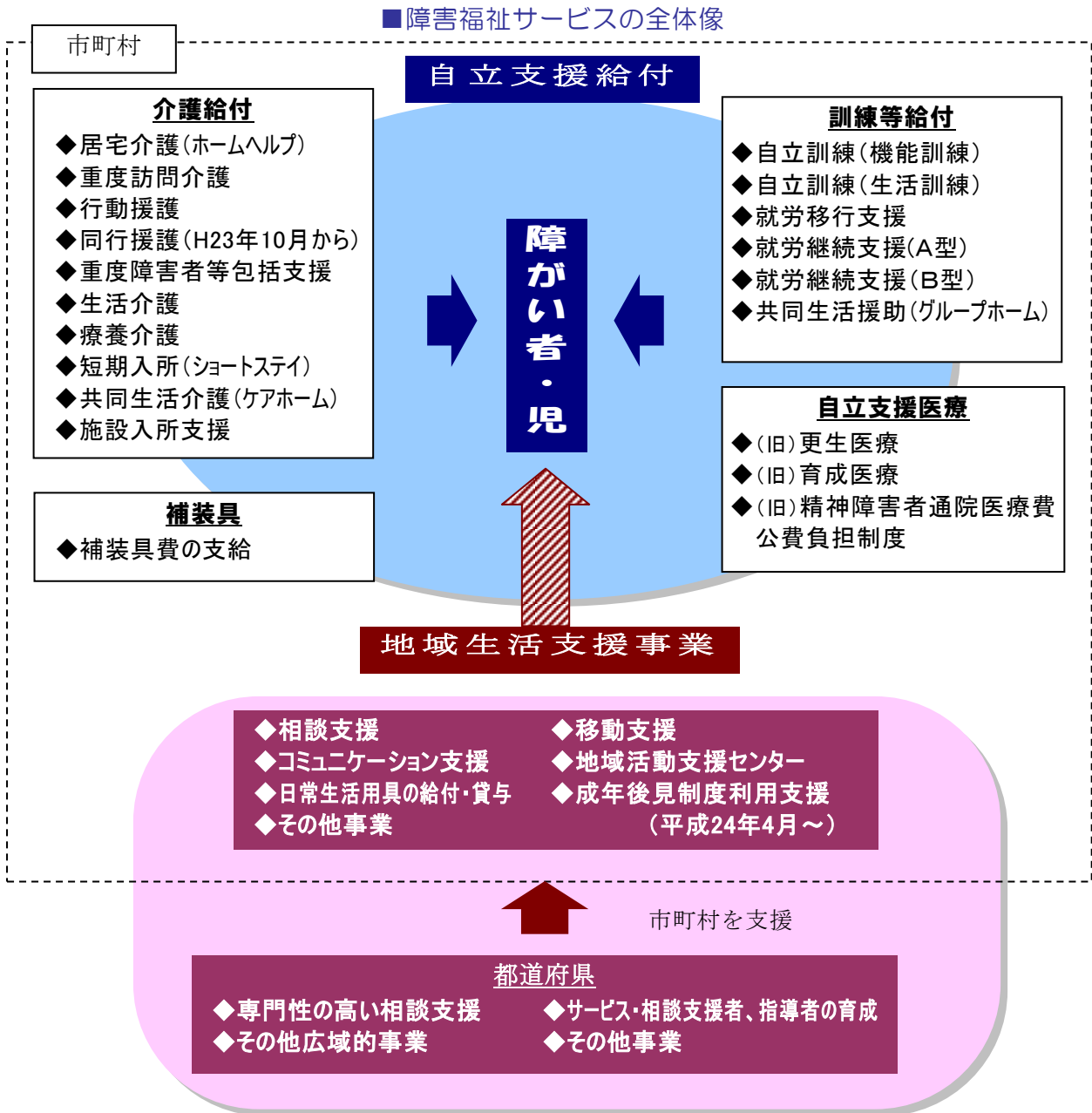
障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮します。

■障害者自立支援法の基本理念

障がい者等の自己決定と自己選択の尊重	ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。
実施主体の市町村への統一と三障がいに係る制度の一元化	障害福祉サービスに関し、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち遅れている精神障がい者などに対するサービスの充実を図ります。
地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備	障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等による柔軟なサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

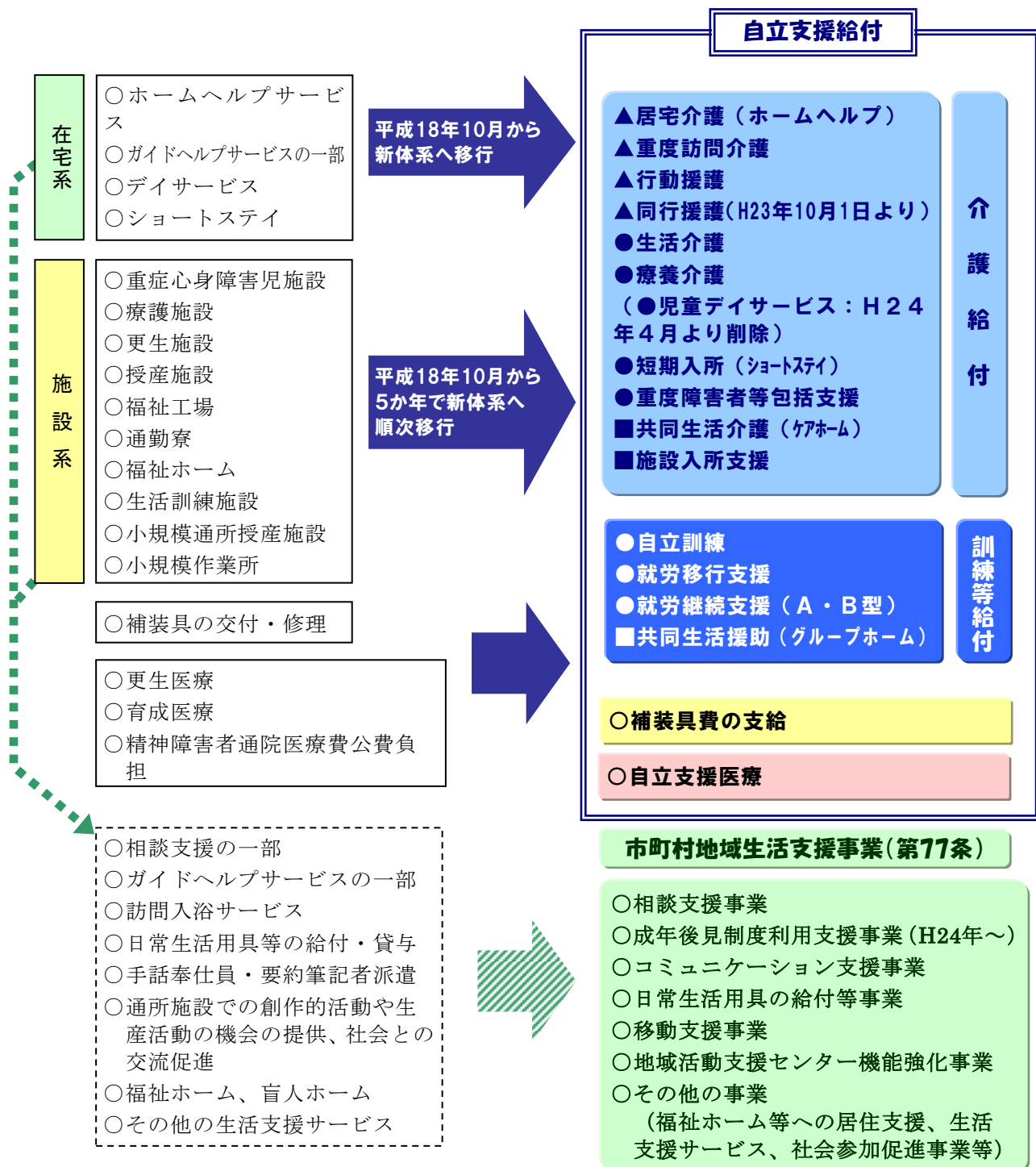
③障害福祉サービスの全体像

障がい者のサービスは、旧法律では「施設」と「居宅」の区分であったのが、平成18年度から施設・居宅の枠組みを超えた体系へと変わりました。〔相談支援・居宅での生活支援サービス・夜間の居住を支援するサービス・日中活動を支援するサービス・医療・補装具等の提供〕



障害者自立支援法にともなうサービス事業体系

旧法律の体系



注) ▲: 訪問系サービス ●: 日中活動系サービス ■: 居住系サービス

(3) 平成 26 年度まで目標値の設定

① 目標設定の見込み方

国は平成 26 年度までの数値目標の設定について、以下のように示しています。

■ 数値目標の設定の要点（国の基本的指針より）

-
- 平成 26 年度末までに、入所施設の入所者の 30% 以上が地域生活に移行することを目指す。
⇒ 平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点から 10% 以上削減する。
 - 平成 24 年度末までに精神科病院の入院患者のうち「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の解消を目指す。
⇒ 国は「退院可能な精神障害者数」の分析・評価が困難との問題点を挙げており、第 3 期障がい者福祉計画では定めないこととする。
 - 平成 26 年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を平成 17 年度実績の 4 倍以上にする。
⇒ 平成 26 年度末において 20% 以上の者が就労移行支援を利用し、就労継続支援利用者のうち 30% の者は就労継続支援（A 型）の利用を目指す。
-

国の基本的指針に基づき、仙北市では以下の手順で障害福祉サービスの見込み量を設定しました。

見込み方・手順

-
- 第 1 期策定
 - 国のワークシート等を部分的に活用
 - 平成 17 年 10 月時点のサービス利用者（施設入所者数・居宅サービス等）を把握する。
 - 平成 17 年 10 月時点のサービス利用者数を、新体系事業（日中活動系・居住系等）で置き換えるとともに、今後の新規利用人数を見込む。
 - 国・県の考え方（移行率など）と、仙北市の利用者の状況、施設の移行計画等をふまえて利用者数を見込む。
 - 第 2 期策定
 - 現在のサービス利用に関する実態を把握する。
 - 今後の新規利用人数、施設の移行計画等をふまえて、利用人数、利用量を見込む。
 - 第 3 期策定
 - 現在のサービス利用者の実績比較
 - 平成 24 年 4 月からの法改正に伴うサービス利用の変化を見込む。
-

②仙北市の平成26年度の目標

障がい者等の自立支援を目指し、地域生活移行や就労支援などの課題に対応するため、平成26年度を目標年度として、それぞれの数値目標を設定します。

ただし、障害者総合福祉法（仮称）施行予定に合わせ、計画期間中に見直すことがあります。

1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

仙北市の施設利用者の状況と、現在利用実績のある施設の今後の移行を勘案して目標を設定しました。仙北市では福祉施設の入所者のうち5.9%にあたる4人がグループホーム等地域生活へ移行することを見込みました。そして、実質的に施設入所者数を7人削減することを見込みました。地域生活に移行する福祉施設入所者の居住の場の確保が重要な課題となっています。

■福祉施設入所者の地域生活への移行の実績

	平成20年 4月1日 から 平成21年 3月31日	平成21年 4月1日 から 平成22年 3月31日	平成22年 4月1日 から 平成23年 3月31日
初日の施設入所者数（A）	62人	64人	63人
新規施設入所者数（B）	2人	0人	3人
地域生活移行者数（C）	0人	1人	2人
地域生活移行をしない 退所者数（D）	0人	0人	2人
末日の施設入所者数 （E = A + B - C - D）	64人	63人	64人
削減数（A - E）	0人	1人	-1人
地域生活移行者数（F = C）	0人	1人	2人

■福祉施設入所者の地域生活への移行の目標

平成17年10月現在の施設入所者数（A）	68人
平成26年度末までの新規施設入所者数（B）	10人
地域生活移行者数（C）	4人
地域生活移行をしない退所者数（D）	13人
平成26年度末の施設入所者数 （E = A + B - C - D）	61人
【目標値】削減見込み（A - E）	7人（10%減）
【目標値】地域生活移行者数（F = C）	4人（5.9%）

2) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度までに一般就労に移行する人数が増加することが目標です。仙北市においては、2人が平成26年度までに就労に移行することを目標とします。福祉施設やハローワーク等と連携を図るとともに、地域自立支援協議会などで協議を図りながら取り組めます。

■福祉施設から一般就労への移行の実績

	平成20年 4月1日 から 平成21年 3月31日	平成21年 4月1日 から 平成22年 3月31日	平成22年 4月1日 から 平成23年 3月31日
移行者数（A）	1人	1人	2人

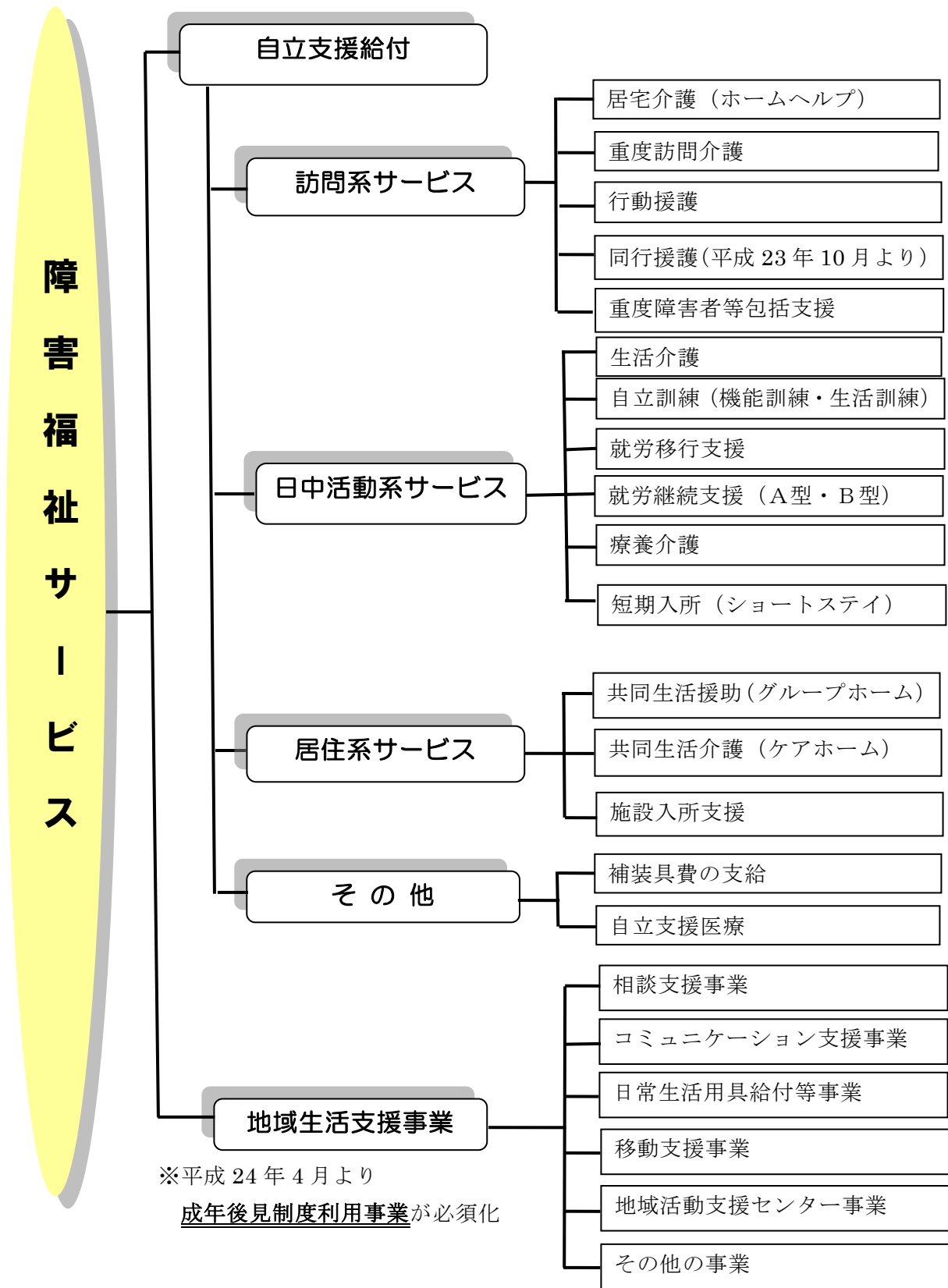
■福祉施設から一般就労への移行

平成17年度に一般就労に移行した人数	3人
【目標値】平成26年度までに一般就労に移行する人数	7人

(4) 障害福祉サービスの概要

旧法の障害者のサービスは、居宅と施設のサービスに大きく分けられていましたが、新法は居宅・施設の枠組みを超えたサービス体系になりました。

■障害福祉サービスの概要



※平成 24 年 4 月より
成年後見制度利用事業が必須化

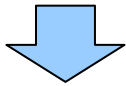
IV. 2 自立支援給付サービスの見込みと確保策

(1) 訪問系サービス

■利用状況

平成 17 年 10 月の利用状況	
居宅介護：ホームヘルプサービス (身体・知的・精神・児童)	20 人 286 時間

※1か月分



■第 1 期計画（見込み）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	460 時間	508 時間	556 時間	658 時間

※1か月分

■第 1 期計画（実績）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	197 時間	196 時間	140 時間

※1か月分



居宅における生活支援のためのサービスであり、障害者自立支援法施行の下、居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援の 4 つのサービスと地域生活支援事業としての移動支援サービスを提供しています。

第 1 期計画では、特に地域移行による増加を見込みましたが、施設からの移行者についてはグループホーム等に入所したことで訪問系サービスの利用がみられませんでした。また、利用者の高齢化による介護保険サービスへの移行や申請による施設への入所も減少の理由となっています。

第 2 期計画では、これまでの実績を踏まえ訪問系サービス量を見込みました。サービスの供給については、利用状況等からも受け入れが確保される見込みであり、障害の特性等にあったサービスが提供されるように事業者働きかけていきます。

■第 2 期計画（見込み）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	17 人 195 時間	19 人 225 時間	21 人 255 時間

※1か月分

■第2期計画（実績）

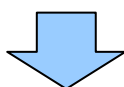
	平成 21 年度	平成 22 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	12 人 189 時間	13 人 137 時間

※1 か月分

■利用状況

平成 23 年 4 月の利用状況	
居宅介護	12 人 121 時間

※1 か月分



■第3期計画（見込み）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	18 人 120 時間	20 人 122.5 時間	22 人 125 時間

※1か月分

■サービスの概要

- 居宅介護：ホームヘルパーが自宅に訪問して入浴、排せつ、食事の介護を行う。
- 重度訪問介護：重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
- 行動援護：自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
- 同行援護 重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行う。
- 重度障害者等包括支援：介護の必要性が特に高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行う。

（2）日中活動系サービス

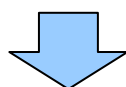
日中活動系サービスとは、施設入所等居住系サービス利用者と在宅で暮らす障がいのある人が、入所施設や通所施設等で昼間に創作的な活動や訓練等を行うサービスです。

①生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等

■利用状況

	平成17年 10月現在	平成18年 10月現在	平成19年 4月現在	平成20年 4月現在
身体障がい者（更生施設、療護施設、授産施設、通所授産施設含）	20人	23人	24人	23人
知的障がい者（更生施設入所、授産施設入所・通所含）	51人	71人	75人	73人
精神障がい者（生活訓練施設含）	6人	7人	10人	13人
3障害法定サービス 小計	77人	101人	109人	109人
デイサービス（身体・知的、精神障がい者地域生活支援センター等）	8人	2人		
小規模作業所（3障害）	16人			
合計	101人	103人	109人	109人
退院可能な精神障がい者（推計人数）	(11人)	(10人)	(10人)	(8人)

※利用状況には施設入所支援等を含む



■第1期計画（見込み）

(1か月分)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系 日中活動系サービス	生活介護	12人 945人日	41人 1,107人日	51人 1,377人日	74人 1,998人日
	自立訓練（機能訓練）	0人 0人日	1人 20人日	1人 20人日	1人 20人日
	自立訓練（生活訓練）	0人 0人日	2人 40人日	4人 80人日	8人 160人日
	就労移行支援	0人 0人日	1人 20人日	2人 40人日	3人 60人日
	就労継続支援（A型）	0人 0人日	0人 0人日	1人 20人日	3人 60人日
	就労継続支援（B型）	25人 500人日	29人 580人日	33人 660人日	42人 840人日
旧体系	旧入所サービス	68人	43人	36人	0人
	旧通所サービス	6人	1人	1人	1人
日中活動系サービス利用者合計		111人	118人	129人	132人
その他	地域活動支援センター	8人	13人	18人	25人
	一般就労移行者	0人	0人	0人	2人
	療養介護	2人	2人	2人	2人

※人日は1か月分の累積延人員数を示す

■第1期計画（実績）

(1か月分)		平成18年度	平成19年度	平成20年度
新体系 日中活動系 サービス	生活介護	7人 114人日	29人 526人日	33人 人日
	自立訓練（機能訓練）	0人 0人日	1人 19人日	1人 人日
	自立訓練（生活訓練）	0人 0人日	2人 32人日	3人 人日
	就労移行支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
	就労継続支援（A型）	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
	就労継続支援（B型）	19人 256人日	33人 330人日	27人 人日
旧体系	旧入所サービス	68人	45人	44人
	旧通所サービス	6人	1人	1人
日中活動系サービス利用者合計		100人	111人	109人
その他	地域活動支援センター	5人	5人	5人
	一般就労移行者	0人	0人	0人
	療養介護	2人	2人	2人

※人日は1か月分の累積延人員数を示す



日中活動を支援するためのサービスであり、居宅の利用者の日中の過ごす場と、入所施設利用者も日中活動と生活の場を分ける視点で日中活動の場の確保を図ることが課題です。

仙北市においては、利用状況をとらえ、あわせて、利用者の障害程度区分等を勘案して、計画期間の利用量を見込みました。日中活動系のサービスの供給体制は、事業者の新体系への移行により見込まれたサービス量が確保できるものと考えられます。利用者の希望については、特性にあったサービスが供給されるように基盤整備を事業者に働きかけていきます。

■第2期計画（見込み）

(1か月分)		平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中活動系サービス	生活介護	35人 700人日	40人 800人日	74人 1,480人日
	自立訓練（機能訓練）	1人 20人日	1人 20人日	1人 20人日
	自立訓練（生活訓練）	3人 60人日	3人 60人日	8人 160人日
	就労移行支援	0人 0人日	1人 20人日	3人 60人日
	就労継続支援（A型）	0人 0人日	1人 20人日	3人 60人日
	就労継続支援（B型）	35人 700人日	40人 800人日	43人 860人日
旧体系	旧入所サービス	39人	35人	0人
	旧通所サービス	0人	0人	0人
日中活動系サービス利用者合計		113人	121人	132人
その他	地域活動支援センター	0人	0人	0人
	一般就労移行者	0人	0人	2人
	療養介護	2人	2人	2人

※人日は1か月分の累積延人員数を示す

■第2期計画（実績）

(1か月分)		平成21年度	平成22年度
日中活動系サービス	生活介護	38人 人日	45人 903人日
	自立訓練（機能訓練）	1人 人日	1人 20人日
	自立訓練（生活訓練）	3人 人日	8人 56人日
	就労移行支援	0人 0人日	0人 0人日
	就労継続支援（A型）	0人 0人日	0人 0人日
	就労継続支援（B型）	33人 475人日	37人 553人日
旧体系	旧入所サービス	36人	27人
	旧通所サービス	0人	0人
日中活動系サービス利用者合計		111人	117人
その他	地域活動支援センター	0人	0人
	一般就労移行者	1人	2人
	療養介護	2人	2人

※人日は1か月分の累積延人員数を示す

■第3期計画（見込み）

(1か月分)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中活動系サービス	生活介護	60 人 1380 人日	65 人 1495 人日	70 人 1610 人日
	自立訓練（機能訓練）	1 人 23 人日	1 人 23 人日	1 人 23 人日
	自立訓練（生活訓練）	10 人 230 人日	12 人 276 人日	14 人 332 人日
	就労移行支援	1 人 23 人日	1 人 23 人日	2 人 46 人日
	就労継続支援（A型）	1 人 23 人日	2 人 46 人日	3 人 69 人日
	就労継続支援（B型）	40 人 920 人日	43 人 989 人日	45 人 1035 人日
日中活動系サービス利用者合計		113 人	124 人	135 人
その他	地域活動支援センター	0 人	0 人	0 人
	一般就労移行者	2 人	2 人	3 人
	療養介護	2 人	2 人	2 人

※人日は1か月分の累積延人員数を示す

■サービスの概要

- 生活介護：障害程度区分が区分3以上の人（50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2以上）で常に介護を必要とする人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
- 自立訓練（機能訓練）：地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため支援が必要な身体障害者に、自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行う。
- 自立訓練（生活訓練）：地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため支援が必要な知的・精神障がい者に、自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
- 就労移行支援：一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる人（65歳未満）、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。
- 就労継続支援A型：就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人（利用開始時に65歳未満）に事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供する。または一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行う。
- 就労継続支援B型：就労の機会を通じて、生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される人で、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人、一般企業等での就労経験はあるが、

年齢や体力の面から就労が困難となった人、50歳に達している人、企業等の雇用、就労移行支援、就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人に、就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行う。

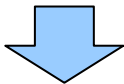
□療養介護：病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする人で、ALS患者など呼吸管理を行っている障害程度区分が区分6以上の人、進行性筋萎縮症者、重症心身障害者で、障害程度区分が区分5以上の人、医療と常時介護を必要とする人を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。



②児童デイサービス

■利用状況

平成17年10月の利用状況	
児童デイサービス	0人 0人日



■第1期計画（見込み）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
児童デイサービス	0人日	5人日	5人日	12人日

※人日は1か月分の累積延人員数を示す

■第1期計画（実績）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
児童デイサービス	0人日	0人日	0人日

※人日は1か月分の累積延人員数を示す



児童デイサービスは介護給付サービスに位置づけられます。

仙北市においては平成17年10月現在の利用者はありませんでしたが、計画期間には障がい児の育ちを支援する事業として、利用を見込みました。サービス供給体制については、法律の改正を考慮して、適切なサービスが提供されるように事業者働きかけていきます。

■第2期計画（見込み）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
児童デイサービス	0人 0人日	1人 5人日	2人 12人日

※人日は1か月分の累積延人員数を示す

■第2期計画（実績）

	平成21年度	平成22年度
児童デイサービス	0人日	11人日

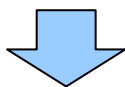
※人日は1か月分の累積延人員数を示す

※平成22年度より利用者があるもののなかなか利用拡大には至らない状況でした。しかし、整備法では障がい児支援強化が示され、入所・通所による支援が児童福祉法改正に基づき見直しされます。そのため、児童デイサービスの利用見込みは第3期計画では削除となります。今後、仙北市で利用できる障がい児支援事業について検討し、住民への周知・利用拡大に努めていきます。

③短期入所

■利用状況

平成17年10月の利用状況	
短期入所：ショートステイ（身体・知的・児童）	1人 7日



■第1期計画（見込み）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
短期入所	213人日	220人日	227人日	248人日

※人日は1か月分の累積延人員数を示す

■第1期計画（実績）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
短期入所	41人日	20人日	17人日

※人日は1か月分の累積延人員数を示す



居宅での生活を支援するため、一時的に施設に入所するサービスです。

第1期計画では、当時利用量が増加していた状況と、児童の日中ショートステイは地域生活支援事業の日中一時支援に移行する分、地域生活へ移行されて利用される分の増加等を勘案し、計画期間の短期入所の利用量を見込みました。実績は、障がい者については、居宅介護と同様利用が減少しました。また、児童の利用はありませんでした。第2期計画は、これらの実績から利用量を見込みました。サービスの供給については、利用状況等から受け入れが確保される見込みであり、障がいの特性等にあったサービスが提供されるように事業者働きかけていきます。

■第2期計画（見込み）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所	6人 62人日	9人 93人日	9人 93人日

※人日は1か月分の累積延人員数を示す

■第2期計画（実績）

	平成21年度	平成22年度
短期入所	156人日	145人日

※人日は1か月分の累積延人員数を示す

■利用状況

平成23年4月の利用状況	
短期入所	0人 0日



■第3期計画（見込み）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所	5人 50人日	7人 70人日	9人 90人日

※人日は1か月分の累積延人員数を示す

■サービスの概要

□短期入所：自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

(3) 居住系サービス

■利用状況

	平成 17 年 10 月現在	平成 18 年 10 月現在	平成 19 年 4 月現在	平成 20 年 4 月現在
身体障がい者（更生施設、療護施設、授産施設等）	19 人	18 人	17 人	15 人
知的障がい者（更生施設入所、授産施設入所等）	47 人	47 人	47 人	46 人
精神障がい者（生活訓練施設等）	2 人	1 人	1 人	1 人
3 障害法定サービス 小計	68 人	66 人	65 人	62 人
グループホーム等居住系サービス（通勤寮、グループホーム等）	8 人	7 人	8 人	10 人
福祉ホーム（3 障がい）	2 人	1 人	1 人	1 人
合 計	78 人	74 人	74 人	73 人
退院可能な精神障がい者（推計人数）	(11 人)	(10 人)	(10 人)	(8 人)

81 人



■第 1 期計画（見込み）

(1 か月分)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
新体系の居住系サービス	施設入所支援	0 人	25 人	32 人	67 人
	グループホーム	8 人	11 人	12 人	18 人
	ケアホーム	1 人	1 人	1 人	2 人
旧入所サービス利用者		68 人	43 人	36 人	0 人
居住系サービス利用者 合 計		77 人	80 人	81 人	87 人

※1か月分

■第 1 期計画（実績）

(1 か月分)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
新体系の居住系サービス	施設入所支援	0 人	19 人	24 人
	グループホーム	6 人	7 人	10 人
	ケアホーム	0 人	0 人	0 人
旧入所サービス利用者		68 人	43 人	37 人
居住系サービス利用者 合 計		74 人	69 人	71 人

※1か月分



夜間の居住を支援するためのサービスであり、障がいの種別ではなく、入所者の介護や支援の必要度による施設の機能という視点で、従来の入所施設サービスが新体系サービスに5年間以内に移行して提供されます。

仙北市においては、利用者の障害程度区分、事業者の新体系移行の予定を勘案して計画期間の利用量を見込みました。現在の施設入所者は施設入所支援等の新体系サービスで確保できる分を見込むとともに、地域移行が見込まれる分はグループホーム・ケアホーム等で見込みました。新規利用者については、圏域及び県全体で確保できるものと見込みました。地域生活への移行を進めるにあたり、平成20年度仙北市内にグループホームが開設しましたが、今後もグループホーム・ケアホームの利用者の増加が見込まれるため、市内で居住の場を確保できるように基盤整備に努めます。

《参考》

□角間川更生園：社会福祉法人水交会に移行（平成25年4月1日予定）

※大曲仙北広域市町村圏組合から移行。

□秋田ふくしハートネット社会福祉法人化（平成24年5月1日予定）

※利用者登録者数の大幅な増と相談支援事業等の充実及び事業の公益性を担保し、事業経営の安定化・継続性と福祉サービスの質の向上を図るため、社会福祉法人に移行予定。

□社会福祉法人秋田ふくしハートネットの事業所建設オープン（平成25年12月予定）。

※社会福祉法人移行に伴い、福祉サービスの向上を図るため、現2事業所（愛仙さくら・愛仙にじ）を一元化する。

■第2期計画（見込み）

（1か月分）		平成21年度	平成22年度	平成23年度
居住系サービス	施設入所支援	27人	32人	67人
	グループホーム	13人	14人	15人
	ケアホーム	3人	4人	5人
旧入所サービス利用者		41人	36人	0人
居住系サービス利用者合計		84人	86人	87人

※1か月分

■第2期計画（実績）

（1か月分）		平成21年度	平成22年度
居住系サービス	施設入所支援	27人	35人
	グループホーム	12人	8人
	ケアホーム	1人	2人
旧入所サービス利用者		36人	27人
居住系サービス利用者合計		76人	72人

※1か月分



平成24年度からは旧体系サービスから移行して新体系サービスでの施設入所支援が提供されます。それに伴い、障害程度区分認定を旧体系施設入所者で新規で受けた障がい者は地域生活移行としてケアホーム・グループホームの利用が多くなると見込みました。圏域内及び県内でもケアホーム・グループホームの増設がみられ仙北市でも今後の利用拡大を目指すところです。

■第3期計画（見込み）

（1か月分）		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居住系サービス	施設入所支援	63人	62人	61人
	グループホーム	20人	24人	26人
	ケアホーム			
居住系サービス利用者合計		83人	84人	85人

※1か月分

■サービスの概要

- 施設入所支援（非雇用入所・訓練施設・経過入所を含む）：生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人、施設に入所している人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
- 共同生活介護（ケアホーム）：介護を必要とする知的・精神障がい者で障害程度区分が区分2以上の人を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
- 共同生活援助（グループホーム）：知的・精神障がい者で、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の利用者、介護を必要とせず就労している人が夜間や休日等の共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助を行う。

※平成23年10月1日より、共同生活介護・共同生活援助利用者に対して居住に要する費用の助成を非課税世帯に対して行います（入居している共同生活住居における家賃に対して1万円を上限として助成）。

(4) 相談支援

① サービス利用計画作成

■ 第1期計画（見込み）

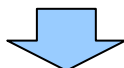
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
サービス利用計画	5人	5人	5人	5人

※1か月分

■ 第1期計画（実績）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
サービス利用計画	1人	1人	0人

※1か月分



自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害者ができるだけ地域で暮らせるよう自立を更に支援していくという視点でサービス利用計画（プログラム）の作成を行います。

■ 第2期計画（見込み）

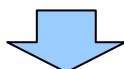
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス利用計画	5人	5人	5人

※1か月分

■ 第2期計画（実績）

	平成21年度	平成22年度
サービス利用計画	0人	0人

※1か月分



平成24年度からの整備法による『相談支援の充実』として、計画相談支援・障害児相談支援が示され、支給決定プロセスの見直しを行いサービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大が概要の趣旨に挙げられました。仙北市では相談支援の提供体制整備について検討し、段階的に対象者拡大ができるよう努めていきます。

サービス等利用計画案の作成を実施し支給決定された後は、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直し・サービス事業者等関係機関との連絡調整を行い、障がい者（児）の自立支援に向けて支援していきます。

施設入所している障がい者・精神科病院に入院している精神障がい者に対して住居確保、その他地域に移行するための活動に関する支援（**地域移行支援**）や居宅において単身・その他国で定める状況において生活している障がい者に対して常時の連絡体制を確保し緊急事態等に関する支援（**地域定着支援**）が個別給付化され、地域での生活を支援していきます。

■第3期計画（見込み）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	10 人	50 人	150 人
地域移行支援	3 人	5 人	7 人
地域定着支援	3 人	5 人	7 人

②自立支援医療費の支給

医療を提供するサービスとしては、自立支援医療費と療養介護医療費の支給があります。平成18年4月より従来の更生医療・育成医療・精神通院医療の3つの公費負担医療制度が再編され、自立支援医療として実施しています。

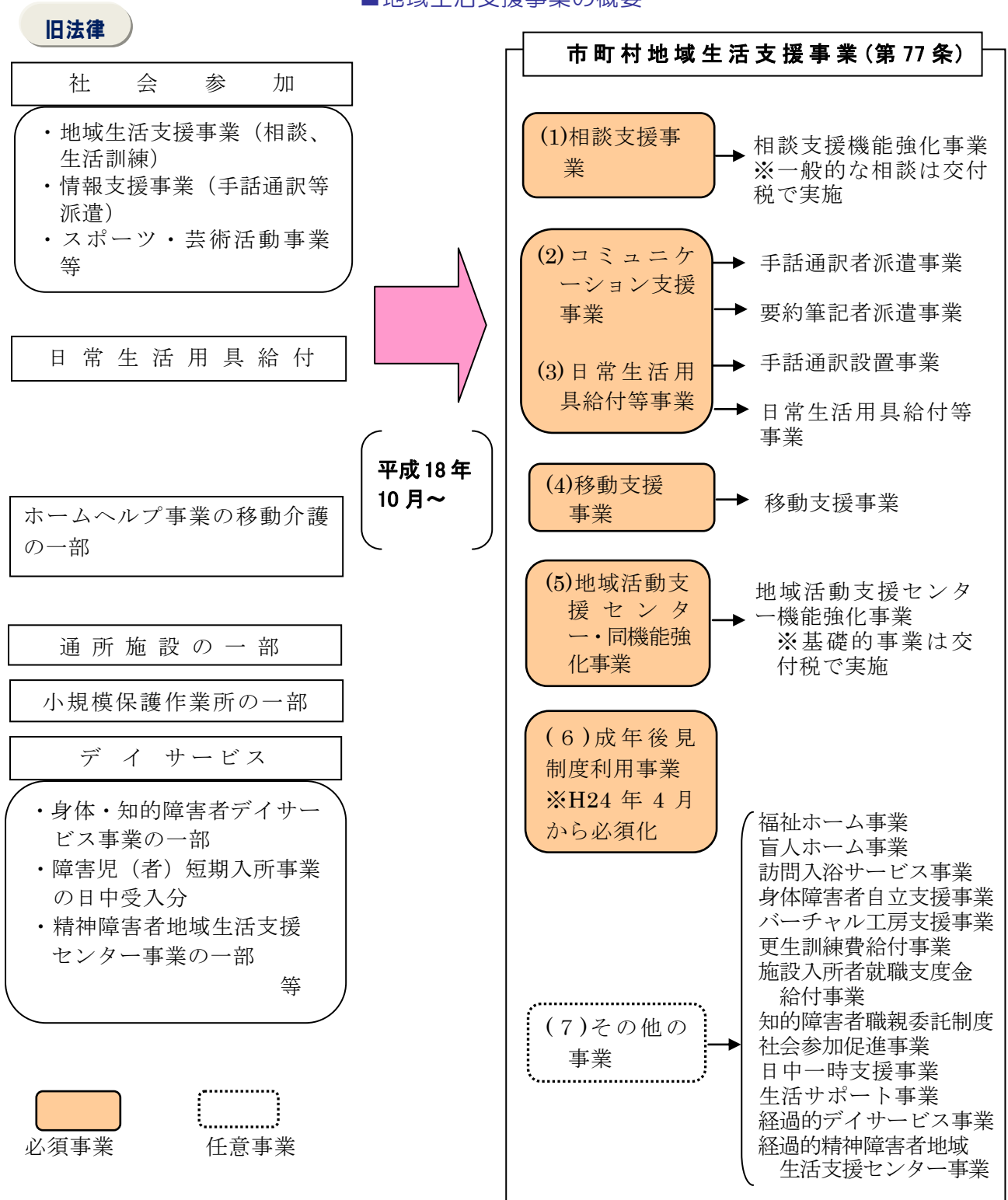
③補装具費の支給

補装具等を提供するサービスとしては、補装具費の支給と日常生活用具給付があります。これまでの補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、平成18年10月から自立支援給付において個別給付する補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されています。支給決定は市が実施するため、相談等適切な対応に努めます。

IV. 3 地域生活支援事業の展開

地域生活支援事業は、障害者自立支援法で新たに創設されました。介護給付・訓練等給付のサービス、その他の支援事業等の自立支援給付とともに、障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、地域の特性や利用者の状況に応じて自主的かつ柔軟に提供できるように実施します。

■地域生活支援事業の概要



(1) 仙北市の地域生活支援事業の実施方針と概要

【地域生活支援事業の目的】

障がいのある方々が有する能力や適正に応じて、自立した日常生活または社会生活を営めるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施して、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

【実施方針】

これまで実施している事業で地域生活支援事業に再編されるものについては、原則従来の利用者が継続してサービスが受けられるように地域生活支援事業として実施します。

制度を安定的かつ継続的に運営するという障害者自立支援法の基本理念に基づき、原則として利用サービス額（報酬額）の9割を公費負担とし、1割を利用者負担とします。

相談支援など利用者負担がなじまない事業は、利用者負担は無料とします。



■仙北市地域生活支援事業の内容と利用状況

事業名	事業項目	区分	対象	利用者負担	備考	21年度状況	22年度状況	
1 相談支援事業	障害者相談支援事業	継続一部新規	身・知・精	無料	直営・委託	526件	505件	
2 コミュニケーション支援事業	コミュニケーション支援事業	県より移行	身	無料	委託	4件	7件	
3 日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付事業	制度移行	身・知・精	1割	扶助	359件	413件	
4 移動支援事業	移動支援事業	制度移行	身・知・精	1割	委託	—	—	
5 地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター	新規	身・知・精	無料	委託	—	—	
6 その他事業	福祉ホーム事業	県より移行	身	—	別途利用者負担あり。ホーム補助	実人数1人	実人数1人	
	訪問入浴サービス事業	新規	身	1割	委託	—	—	
	更生訓練費給付事業	制度移行	知	—		—	—	
	日中一時支援事業	制度移行・県より移行	身・知	1割	委託	実人数14人	実人数18人	
	生活サポート事業	新規	身・知・精	1割	生活支援・家事援助。委託	実人数3人	実人数0人	
	社会参加促進事業							
		声の広報等発行事業	新規	身	—	補助	2団体	2団体
		自動車運転免許取得・改造助成事業	県より移行	身	—	助成	1人	2人
		経過的デイサービス事業	制度移行	身	1割	委託		

1～5は必須事業、6は任意事業

(2) 必須事業

①相談支援事業

障がいのある人、その保護者・介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のための支援などを行います。

相談支援事業については、平成18年度には福祉事務所内に直営で開設し、平成19年度からは、市内相談支援事業所にも委託しています。あわせて、地域の障害福祉に関する中核的な役割を担う仙北市地域自立支援協議会を中心に相談支援事業に積極的に取り組みます。

■事業の概要

	実施方法	対象者	利用者負担	事業の概要
相談支援	直営・委託	障がい者、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者	無料	障がい者の福祉サービスの利用援助(情報提供・相談)

■第1期計画（見込み）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
障害者相談支援事業	1か所	2か所	2か所	2か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所
相談支援機能強化事業	0か所	1か所	1か所	1か所
成年後見制度利用支援事業	0人	1人	1人	1人

※平成18年度は10月以降の半期分の見込み

■第1期計画（実績）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
障害者相談支援事業	1か所	2か所	2か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所
相談支援機能強化事業	0か所	1か所	1か所
成年後見制度利用支援事業	0人	0人	0人

■第2期計画（見込み）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
障害者相談支援事業	2 か所	2 か所	2 か所
地域自立支援協議会	有	有	有
相談支援機能強化事業	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	有	有	有

■第2期計画（実績）

	平成 21 年度	平成 22 年度
障害者相談支援事業	2 か所	2 か所
地域自立支援協議会	1 か所	1 か所
相談支援機能強化事業	0 か所	1 か所
成年後見制度利用支援事業	0 人	0 人

■第3期計画（見込み）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	2 か所	2 か所	2 か所
地域自立支援協議会	1 か所	1 か所	1 か所
相談支援機能強化事業	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター	—	—	—

※ 成年後見制度利用支援事業は H24 年4月より必須事業となるため、⑥に第3期計画見込みを記載

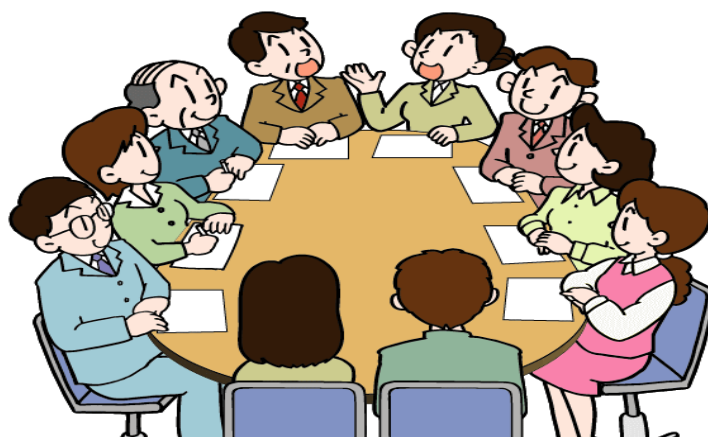
仙北市地域自立支援協議会

仙北市地域自立支援協議会は、障がい者や障がい児が地域で暮らしていくための協議の場です。

協議会は、中核的な役割を果たす運営委員会（委員 13 名）と仙北市障がい者計画の施策分野別に掲げた目標にあわせて、生活支援部会、社会参加部会、地域づくり部会の 3 つのサブ協議会で組織されています。サブ協議会の構成員

は、地域に住んでいる方々や関係機関の職員等で協議内容に応じたメンバーとなっています。

協議会では、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保や困難事例への対応のあり方に対する協議、調整、そして地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議を行っています。他にも資源開発の重要性から「仙北市障がい者・障がい児福祉のしおり」やどなたでも利用できる「防災カード」の提案、また、介護保険サービス提供事業者や病院、職員等の勉強会を開催しています。仙北市では、地方障害者施策推進協議会を設置していないため、障害者施策の推進における必要な事項についての協議も行っています。



②コミュニケーション支援事業

障がいにより意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に手話通訳者等を派遣・設置し、意思疎通の円滑化を図ります。

手話通訳者と要約筆記者の派遣事業は、これまでの利用状況をふまえて計画期間の利用を見込み、提供体制が確保できると考えられます。

■事業の概要

	実施方法	対象者	利用者負担	事業の概要
コミュニケーション支援事業	委託	聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者	無料	手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行う

■第1期計画（見込み）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
手話通訳者等派遣事業	1人	5人	10人	15人
要約筆記者等派遣事業	3人	10人	15人	20人

※平成18年度は10月以降の半期分の見込み

■第1期計画（実績）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
手話通訳者等派遣事業	0人	2人	3人
要約筆記者等派遣事業	1人	0人	0人

■第2期計画（見込み）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者等派遣事業	5人	5人	10人
要約筆記者等派遣事業	3人	10人	15人

■第2期計画（実績）

	平成21年度	平成22年度
手話通訳者等派遣事業	4人	7人
要約筆記者等派遣事業	0人	0人

■第3期計画（見込み）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者等派遣事業	5人	7人	10人
要約筆記者等派遣事業	4人	8人	15人

③日常生活用具給付等事業

重度障がい者に自立生活支援用具等を給付または貸与する日常生活用具給付等事業は、地域生活支援事業のなかで実施します。

■事業の概要

	対象者	利用者負担	事業の概要
日常生活用具給付等事業	重度の身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者であって当該用具を必要とする者	1割	重度障がい者(児)に対し、日常生活用具を給付又は貸与

■第1期計画（見込み）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	0件	1件	2件	3件
自立生活支援用具	4件	3件	5件	5件
在宅療養等支援用具	2件	1件	3件	5件
情報・意思疎通支援用具	2件	5件	7件	7件
排泄管理支援用具	56件	246件	270件	300件
住宅改修費	0件	3件	5件	5件

※件数は年間延件数。平成18年度は10月以降の半期分の見込み

■第1期計画（実績）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護・訓練支援用具	0件	1件	2件
自立生活支援用具	4件	1件	1件
在宅療養等支援用具	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	1件	4件	6件
排泄管理支援用具	55件	300件	289件
住宅改修費	0件	0件	0件

■第2期計画（見込み）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	3件	3件	3件
自立生活支援用具	4件	4件	5件
在宅療養等支援用具	4件	4件	5件
情報・意思疎通支援用具	5件	5件	7件
排泄管理支援用具	320件	350件	350件
住宅改修費	3件	3件	5件

■第2期計画（実績）

	平成21年度	平成22年度
介護・訓練支援用具	2件	0件
自立生活支援用具	5件	3件
在宅療養等支援用具	4件	0件
情報・意思疎通支援用具	3件	3件
排泄管理支援用具	344件	406件
住宅改修費	1件	1件

■第3期計画（見込み）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	3件	3件	3件
自立生活支援用具	5件	5件	7件
在宅療養等支援用具	5件	5件	7件
情報・意思疎通支援用具	7件	7件	10件
排泄管理支援用具	450件	470件	470件
住宅改修費	5件	5件	5件

④移動支援事業

屋外への移動が困難な障がい者等が社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動などでの外出を支援します。

■事業の概要

	実施方法	対象者	利用者負担	事業の概要
移動支援事業	委託	障がい者であって市が外出時に移動の支援が必要と認めた者	1割	屋外での移動が困難な障がい者(児)に外出支援

■第1期計画（見込み）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
個別支援型	1か所 1児	3か所 3児	3か所 3児	3か所 5児
グループ支援型	1か所 1人	1か所 1人	1か所 1人	1か所 3人
車両移送型	1か所 1人	1か所 1人	1か所 1人	1か所 3人

※平成18年度は10月以降の半期分の見込み

■第1期計画（実績）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個別支援型	0か所 0児	0か所 0児	0か所 0児
グループ支援型	0か所 0人	0か所 0人	0か所 0人
車両移送型	0か所 0人	0か所 0人	0か所 0人

■第2期計画（見込み）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
個別支援型	1人 50時間	3人 150時間	3人 150時間
グループ支援型	1人 12時間	1人 12時間	3人 36時間
車両移送型	1人 12時間	1人 12時間	3人 36時間

■第2期計画（実績）

	平成21年度	平成22年度
個別支援型	0か所 0児	0か所 0児
グループ支援型	0か所 0人	0か所 0人
車両移送型	0か所 0人	0か所 0人

■第3期計画（見込み）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
個別支援型	3 人 150 時間	3 人 150 時間	3 人 150 時間
グループ支援型	3 人 36 時間	3 人 36 時間	3 人 36 時間
車両移送型	3 人 36 時間	3 人 36 時間	3 人 36 時間

⑤地域活動支援センター事業

■第1期計画（見込み）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
地域活動支援センターⅠ型 （機能強化事業）	1 か所 3 人	1 か所 3 人	1 か所 3 人	1 か所 5 人
地域活動支援センターⅢ型 （機能強化事業）	1 か所 5 人	1 か所 10 人	1 か所 15 人	1 か所 20 人

※利用者は1か月分

■第1期計画（実績）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
地域活動支援センターⅠ型 （機能強化事業）	1 か所 1 人	1 か所 1 人	1 か所 1 人
地域活動支援センターⅢ型 （機能強化事業）	1 か所 5 人	1 か所 5 人 （基礎的事業）	1 か所 5 人 （基礎的事業）

※利用者は1か月分

地域活動支援センターで基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動を市が委託している市内相談支援事業所が兼ねて行うことで、平成20年度までは活動しておりましたが、平成21年度より事業継続困難となり活動中止となっています。

⑥成年後見制度利用支援事業

平成24年4月からは整備法施行に伴い成年後見制度利用事業が必須化されます。障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる方に制度の利用に要する費用について補助をうけなければ利用が困難である場合、申立てに要する経費及び後見人等の報酬において助成するものです。

■第3期計画（見込み）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	1 人	2 人	3 人

(3) その他の事業（任意事業）

任意事業として仙北市では以下の事業を地域生活支援事業のなかで実施します。

■事業の概要

	対象者	利用者負担	事業の概要	
①福祉ホーム事業	身体障がい者	—	市内に住所を有していた障がい者が利用する福祉ホームに対して補助を行う。利用者は別途利用料が必要。	
②訪問入浴サービス事業	身体障がい者	1割	重度の在宅身体障がい者の自宅に訪問し、入浴サービスを行う。	
③更生訓練費給付事業	身体障がいの施設入所者	—	更生訓練費を支給する	
④日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市が認めた障がい者・児	1割	日中活動の場の提供、見守り、社会適応訓練を行う。委託して実施。	
⑤生活サポート事業	障がい者全般	1割	障害区分が非該当の障がい者で、生活状況等から支援が必要な場合に訪問介護などを利用する。	
⑥社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者全般	障がい者等の体力増強、交流、余暇活動や障がい者スポーツ普及ため、各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催する。	
	芸術・文化講座開催等事業	障がい者全般	障がい者等の芸術・文化活動振興のため、障がい者等の作品展や音楽会等発表の場を設ける。	
	声の広報等発行事業	身体障がい者	市広報等を2つのボランティア団体がテープに録音して視覚障がい者等に配布する。	
	自動車運転免許取得助成事業	身障手帳所持者で就労、通院等のため免許を取得しようとする者	—	自動車運転免許取得費用を助成(限度額10万円)。
	自動車改造助成事業	身障手帳所持者で自ら所有し、運転する自動車の改造が必要な者	—	自動車改造費用を助成(限度額10万円)。

■第1期計画（見込み）

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
①福祉ホーム事業		1 場所 1 人	1 場所 1 人	1 場所 1 人	1 場所 1 人
②訪問入浴サービス事業		1 場所 1 人	4 場所 4 人	4 場所 4 人	4 場所 5 人
③更生訓練費給付事業		1 人	1 人	1 人	1 人
④日中一時支援事業		4 場所 6 人	4 場所 20 人	4 場所 25 人	4 場所 30 人
⑤生活サポート事業		2 場所 3 人	4 場所 5 人	4 場所 5 人	4 場所 10 人
⑥社会参加促進事業	声の広報等発行事業	2 団体	3 団体	3 団体	3 団体
	自動車運転免許取得費・改造費助成事業	2 件	4 件	5 件	10 件
⑦経過的デイサービス事業		1 場所 2 人	—	—	—

※平成18年度は10月以降の半期分の見込み

■第1期計画（実績）

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
①福祉ホーム事業		1 場所 1 人	1 場所 1 人	1 場所 1 人
②訪問入浴サービス事業		1 場所 1 人	1 場所 1 人	1 場所 8 人
③更生訓練費給付事業		0 人	0 人	0 人
④日中一時支援事業		4 場所 6 人	4 場所 10 人	4 場所 13 人
⑤生活サポート事業		1 場所 3 人	1 場所 3 人	1 場所 1 人
⑥社会参加促進事業	声の広報等発行事業	1 団体	2 団体	2 団体
	自動車運転免許取得費・改造費助成事業	1 件	1 件	0 件
⑦経過的デイサービス事業		1 場所 2 人		

■第2期計画（見込み）

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
①福祉ホーム事業		1 場所 1 人	1 場所 1 人	1 場所 1 人
②訪問入浴サービス事業		4 場所 4 人	4 場所 4 人	4 場所 5 人
③更生訓練費給付事業		1 人	1 人	1 人
④日中一時支援事業		4 場所 20 人	4 場所 20 人	4 場所 30 人
⑤生活サポート事業		2 場所 3 人	4 場所 5 人	4 場所 10 人
⑥社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	1 回	1 回	1 回
	芸術・文化講座開催等事業	1 回	1 回	1 回
	声の広報等発行事業	2 団体	3 団体	3 団体
	自動車運転免許取得費・改造費助成事業	4 件	5 件	10 件

■第2期計画（実績）

		平成 21 年度	
①福祉ホーム事業		1 場所 12 人	1 場所 12 人
②訪問入浴サービス事業		1 場所 0 人	1 場所 0 人
③更生訓練費給付事業		0 人	0 人
④日中一時支援事業		2 場所 14 人	2 場所 18 人
⑤生活サポート事業		1 場所 3 人	1 場所 0 人
⑥社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	0 回	0 回
	芸術・文化講座開催等事業	1 回	1 回
	声の広報等発行事業	2 団体	2 団体
	自動車運転免許取得費・改造費助成事業	1 件	2 件

■第3期計画（見込み）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①福祉ホーム事業		1 場所 1 人	1 場所 1 人	1 場所 1 人
②訪問入浴サービス事業		4 場所 5 人	4 場所 5 人	4 場所 6 人
③更生訓練費給付事業		1 人	1 人	1 人
④日中一時支援事業		3 場所 20 人	3 場所 25 人	3 場所 30 人
⑤生活サポート事業		1 場所 3 人	1 場所 5 人	2 場所 10 人
⑥社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	1 回	1 回	1 回
	芸術・文化講座開催等事業	1 回	1 回	1 回
	声の広報等発行事業	2 団体	3 団体	3 団体
	自動車運転免許取得費・改造費助成事業	4 件	5 件	8 件

